

特定行為研修修了者の紹介

◇ 特定行為研修修了者とは

2015年に厚生労働省が施行した「特定行為に関わる看護師の研修制度」に基づいた研修を修了し登録され、手順書により特定行為が実施できる看護師である

◇ 特定行為とは

診療の補助であり、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる行為（21区分38行為）である

特定行為研修を修了した看護師の特定行為の実施より、患者の状態を見極めたタイムリーな対応が期待できる



引用: 特定行為の実施の流れ(厚生労働省)

◇ 特定行為研修修了者

酒井 宏子

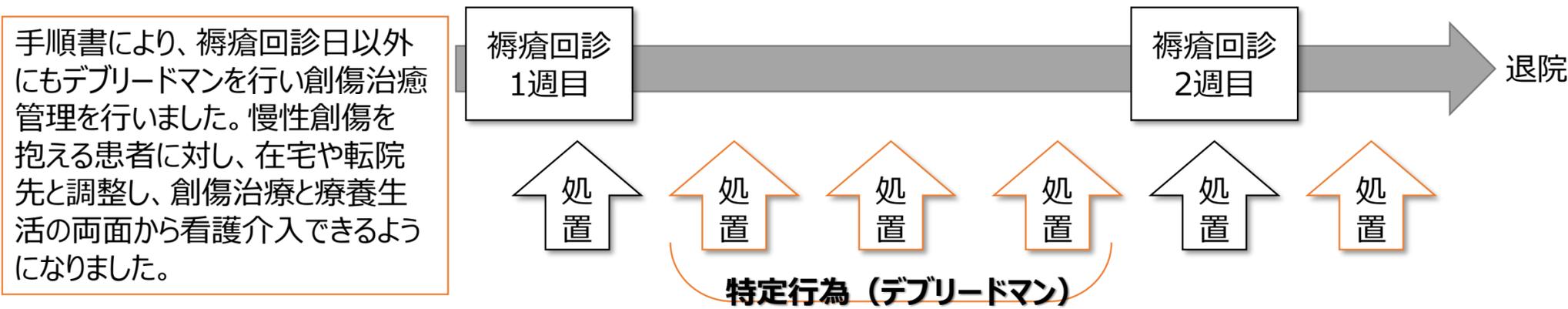


所属部署 看護部 特定行為研修担当

修了年 2016年

- 特定行為区分
- ・ろう孔管理関連
 - ・創傷管理関連
 - ・創部ドレーン管理関連
 - ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

<実践例> 褥瘡保有患者へのタイムリーな創傷管理による創傷治癒促進



藤井 純子



所属部署 看護部 総合・専門外来

修了年 2019年

- 特定行為区分
- ・血糖コントロールに係る薬剤の投与関連
 - ・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連

<実践例> 化学療法中の患者へ不安定な食事や活動に応じたインスリン調整の教育により低血糖および重症高血糖を回避

